

指導資料

# 「特別支援学級を支えるために」

## ～特別支援学級に関するQ&A～



北海道教育委員会

平成27年12月

# はじめに

本道の小・中学校の特別支援学級においては、近年、在籍する児童生徒数が増加しているほか、その障がいの重度・重複化の傾向もみられることから、一人一人の障がいの状態等に応じた適切な教育課程の下、より一層、指導や支援の充実を図ることが求められています。

そのためには、特別支援学級を担当する教員個々の専門性の向上を図ることはもとより、特別支援学級の教育課程や指導・支援について、各地域や各学校で支えることが大切と考えています。

こうしたことから、北海道教育委員会では、平成24年度から特別支援学級を担当する教員を対象とした「特別支援教育基本セミナー」を各管内で実施するとともに、平成25年度に資料「特別支援学級を担当する教員のための4ステップガイドブック」を、平成26年度には資料「特別支援学級を担当する教員のための4ステップ（プラス1）ガイドブック」を作成し、道内の各学校に情報提供してきました。

今年度は、より一層、特別支援学級を支えるため、各管内の特別支援学級担当のリーダーとなる教員を対象に実施しました「特別支援学級リーダー教員研究協議会」の成果をもとに、本指導資料「特別支援学級を支えるために～特別支援学級に関するQ&A～」を作成しました。

これまでの資料と併せて、本指導資料を参考に、各地域の特別支援連携協議会、各小・中学校の校内委員会や校内研修等により、特別支援学級を支える温かな体制がつくられ、特別支援学級における教育課程や指導・支援の一層の充実が図られるよう、期待します。

平成27年12月

北海道教育庁特別支援教育課長

小原 直哉

# 「特別支援学級を支えるために」

～特別支援学級に関するQ & A～

## 目 次

- Q 1 特別支援教育を学校全体で進めるには、どのような取組が考えられますか。 P 2
- Q 2 自立活動の時間を時間割に位置付ける必要はありますか。 P 4
- Q 3 知的障がいのない児童生徒の教育課程の編成は、どうあればよいですか。 P 6
- Q 4 知的障がいのある児童生徒の教育課程の編成は、どうあればよいですか。 P 8
- Q 5 個別の指導計画の作成や活用の留意点は、どのようなことですか。 P 10
- Q 6 交流及び共同学習を行う際に、どのようなことに留意する必要がありますか。 P 12
- Q 7 障がいの種類や程度が異なる場合の共同学習は、どのようなことに留意する必要がありますか。 P 14
- Q 8 学習内容の系統性を踏まえた指導は、どうあればよいですか。 P 16
- Q 9 教材・教具は、どのような工夫が考えられますか。 P 18
- Q 10 保護者との関係づくりは、どのようなことに留意する必要がありますか。 P 22
- Q 11 特別支援学級に関する本道の指導資料には、どんな資料がありますか。 P 23

※本資料では、道教委作成の他の資料と同様に、国の通知や法令等では「障害」とし、それ以外は「北海道障がい者条例」に基づき、「障がい」と表記を統一しています。

## Q1

特別支援教育を学校全体で進めるには、どのような取組が考えられますか。

## A1

- 学校経営方針に、特別支援教育の推進を具体的に位置付けることにより、チームとして特別支援教育を進めることが大切です。
- 特別支援教育に関する校務分掌上の位置付けを工夫することにより、特別支援学級の教育課程等を学校として検討できる体制をつくることが考えられます。
- 「校内研修プログラム」を積極的に活用して校内研修等を実施することで、教職員間の特別支援教育に対する理解を深め、基礎的な知識や技能の習得を図ることが考えられます。

参考～平成19年4月「特別支援教育の推進について」の文部科学省通知（一部抜粋）

19文科初第125号  
平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国立大学法人学長

### 特別支援教育の推進について（通知）

#### 2. 校長の責務

校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

#### 3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

##### (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

##### (2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

##### (3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

##### (6) 教員の専門性の向上

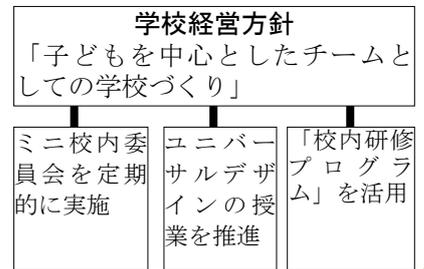
特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

# 事例

## 学校経営方針に位置付けた事例

A小学校の校長は、「子どもを中心としたチームとしての学校づくり」を、以下のように学校経営方針に位置付け、学校全体で特別支援教育を進めています。

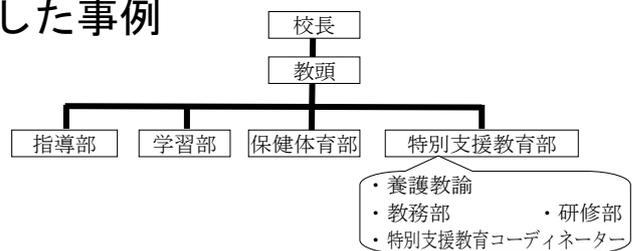
- ・特別支援学級や通常の学級の担任が子どもや保護者への対応で悩み、孤立することのないよう、「ミニ校内委員会」を定期的実施。
- ・すべての学級で、「視覚的な支援」「肯定的な言葉かけ」「静寂の時間の位置付け」など、ユニバーサルデザインの授業を推進。
- ・校内研修や職員会議のあとの時間で「校内研修プログラム」を活用。



## 校務分掌を工夫した事例

B中学校の校長は、教務部や研修部、特別支援教育コーディネーター等を「特別支援教育部」として束ねて校務分掌上に位置付けました。

- ・特別支援学級の教育課程を学校として検討し改善
- ・特別支援教育に関する校内研修を効果的に実施



## 校内研修を工夫した事例

C中学校では、発達障がいのある子どもへの指導や支援に関する「校内研修プログラム」を活用し、特別支援学校の取組を学んだり、各学級の取組を交流したりするなど、全校で特別支援教育の研修に取り組んでいます。

### 【校内研修プログラム】研修シート試案Ⅲ－1 学級づくり ②教師の言葉かけ

#### ◎ ねらい

通常の学級における発達障がいのある子どもへの配慮を含めた学級づくりの取組を交流し、指導上の課題や解決の方向性を整理する。

#### 1 実践の検討（「言葉かけ」を「好意に満ちた言葉かけ」に変える事例を検討し、子どもへの教師の言葉かけの在り方を整理する。）

	「言葉かけ」	「好意に満ちた言葉かけ」
例1	「またA君か。誰かがけがしたら、どうするの。危ないって言ったでしょ！」	「いやなことがあったんだね。まず座りなさい。話を聞きますよ。」
例2	「静かにしなさい！」	「Bのグループは静かに待ってるね。」
例3	「教室のごみを拾って、ごみ箱に捨てたんだね。えらいね。」	「教室のごみを拾って、ごみ箱に捨ててくれたんだね。また、教室がきれいになって、先生、うれしいよ。ありがとう！」

#### 2 振り返り（教師の言葉かけについて、改めて気付いたこと）

※ 教員一人一人の特別支援教育に関する専門性を高めることが、特別支援教育を学校全体で進めることにつながります。専門性を高めるためには、校内研修のほか、道立特別支援教育センターでの研修講座の受講や、長期休業中の教育職員免許法認定講習の受講などが考えられます。

また、教育局の専門家チームの巡回相談やパートナー・ティーチャー派遣事業を積極的に活用し、助言を受けることも考えられます。

## Q2

自立活動の時間を時間割に位置付ける必要はありますか。

## A2

- 自立活動の時間に充てる授業時数は、
  - ・「時間を設けて指導する」
  - ・「各教科等の指導の中で関連を図って指導する」など、個別の指導計画に基づき、学校が適切に定めることができます。
  
- 自立活動の指導に当たっては、まず、当該の児童生徒の実態を的確に把握し、その児童生徒に応じた目標設定や指導内容、指導方法等を考えることが重要です。

参考～平成25年度特別支援教育「教育課程改善・充実の手引」より（一部抜粋）

### <自立活動の目標>

自立活動の目標は、個々の幼児児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要とされる知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことである。

### <自立活動の教育課程上の位置付け>

児童生徒の障がいの状態等を考慮すると、小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動等を取り入れた特別な教育課程を編成する必要性が生じる場合がある。このため、学校教育法施行規則には、特別支援学級又は通級による指導において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことを規定している。

### <指導計画の作成>

自立活動の指導計画の作成に当たっては、個々の幼児児童生徒の実態（障がいの状態や発達の段階、経験の程度、生育歴等）の的確な把握に基づき、指導のねらい及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成する。

### <自立活動とは>

障がいのある幼児児童生徒は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。そこで、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するための指導である「自立活動」を設定し、その指導を行うことによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指す必要がある。

# 事例

## 週時程表に自立活動を位置付けた事例

当該児童は、「集団で行動するのに時間がかかる」「友達とかかわる際、対応の仕方が分からない」などの実態がある一方で、落ち着いた環境の中で、個別にやりとりしながら自分の行動を振り返ることによって理解し、改善することができる実態であることから、自立活動を週時程表に位置付けています。

(自閉症・情緒障がい特別支援学級 第6学年児童)

	月	火	水	木	金
1	算数	国語	算数	国語	理科
2	図工	社会	家庭	社会	算数
3	図工	理科	家庭	体育	社会
4	社会	算数	外国語活動	体育	音楽
5	体育	国語	国語	理科	自立活動
6	道徳	自立活動	国語	国語	特別活動

水曜日の2～3校時に実施した交流及び共同学習（家庭科）の具体的な場面を振り返り、自己評価を行い、

- ・トラブルの際の対処の方法
- ・自分の気持ちを上手に表現する方法について考え、次回の交流及び共同学習に備えています。

次の日の交流及び共同学習（家庭科）の授業で、家庭科としての目標の実現に向けた学習を行いつつ、当該児童が対応に困った時に、どのように行動したり発言したりするのよいかについて、担任は、当該児童と一緒に考え、場面を予想しながら適切な対応方法について検討しています。

## 教育活動全般を通して自立活動の指導を行った事例

当該児童には「場や状況を踏まえずに、自分の思ったことを発言する」などの実態があり、特別に時間を設定して指導しても、自分の言動を振り返ることが難しい実態であることを踏まえ、自立活動を特に週時程表に位置付けずに、教科等の指導全般で、指導を行っています。

(自閉症・情緒障がい特別支援学級 第5学年児童)

	月	火	水	木	金
1	算数	国語	算数	国語	理科
2	図工	社会	家庭	社会	算数
3	図工	理科	家庭	体育	社会
4	社会	算数	外国語活動	体育	音楽
5	体育	国語	国語	理科	国語
6	道徳	社会	国語	国語	特別活動

年度当初に学級活動で決めた1学期の目標「分からないときや困った時は、手を挙げて先生に質問する」に基づき、全ての領域・教科等において、目標の実現に向けた学習を行いつつ、

- ・分からない時や困った時に、手を挙げたり、質問したりするように促す。
- ・その都度、何に困っているのか、児童の心情を引き出す。
- ・その都度言語化し、対処の仕方について具体的に伝える。

### Q3

知的障がいのない児童生徒の教育課程の編成は、どうあればよいですか。

### A3

- 知的障がいのない児童生徒に対しては、「各教科等を合わせた指導」はできないことを踏まえる必要があります。

(ただし、知的障がいを併せ有している場合、又は知的障がいはないが、複数の障がいを併せ有している場合を除きます)。

- 知的障がいのない児童生徒には、教科としての目標の達成を図るため、障がいの状態に応じた指導を通して、学力の向上を図る必要があります。
- 知的障がいのある児童生徒と学習活動を一緒に行う場合、教科としての目標や内容をそれぞれ設定する必要があります。

(例えば、知的障がい特別支援学級に在籍している児童は生活単元学習として、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍している児童は教科の授業として、合同の授業を行うことも考えられます。)

#### 参考～知的障がいの教育課程

●特別支援学級の教育課程が特別支援学校によることの根拠

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第2節第5

2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができるものとする。なお、この場合、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができるものとする。また、中学部の生徒については、外国語を設けないことができるものとする。

#### 参考～各教科等を合わせた指導

特別支援学級に在籍している者のうち、知的障がいがあり、指導の効果が認められる者等には「各教科等を合わせた指導」を用いることができます。例えば、

- ① 日常生活の指導・・・衣服の着脱、洗面・手洗い、排泄、食事、挨拶、きまりを守るなどの指導
- ② 遊びの指導・・・水、紙、積み木、ボールなどを使った遊び、リズム遊び、ごっこ遊びなどの指導
- ③ 生活単元学習・・・収穫祭をしよう、豆まきをしよう、動物ランドをつくろうなどの指導
- ④ 作業学習・・・自分の作品をつくろう、学校祭に出品する販売製品をつくろうなどの指導があります。

#### 道徳の時間の指導について

特別支援学級における道徳の時間は、その時間のねらいの達成に向け、

- ・個別の指導計画を踏まえつつ、
- ・「私たちの道徳」
- ・「北海道版道徳教材『はあとふる』『はあとふる2』」
- ・「おもてなしハンドブック」

などを活用し、教師が子どもと共にじっくり考えるなど、その子どもの実態に応じて道徳性を養うことが考えられます。

#### 体育の時間の指導について

特別支援学級における体育の時間の指導は、その時間の目標の実現を目指し、児童生徒の実態に応じて運動の楽しさに触れたり、技能を身に付けたりすることができるよう、

- ・個別の指導計画を踏まえつつ、
- ・スモールステップで取り組むよう促し、
- ・進歩の状況を認め励ましながら、

達成感を味わわせ、家庭や地域での体力づくりや運動習慣の定着への意識化を図ることが大切です。

# 事例

## ～Aくん（小学校5年・知的障がいのない児童）の指導計画～

（各教科等を合わせた指導はできない）



### 【学級のこと】

- ・知的障がい特別支援学級（2名在籍）と自閉症・情緒障がい特別支援学級（高機能自閉症1名、知的障がいを伴う自閉症2名）がある。

### 【Aくんのこと】

- ・3歳時に高機能自閉症と診断されている。小学5年生男児。
- ・知的発達通常学級での学習が可能と判断し、小学校入学当時は通常学級に在籍していた。コミュニケーションに課題が多くあり、友達関係をうまく築けず、学級内でのトラブルが多くなっていった。
- ・算数の文章題や物語の読み取りなどが理解できず、学習に遅れがみられるようになってきた。校内委員会における検討の結果、特別支援学級に在籍を移した児童である。

### 指導の形態と指導体制の工夫

Aくんは、国語、算数、社会では、文章を読んで、情景を思い浮かべたり、文章の意図をくみ取ったりすることに苦手が顕著にあったので、学習が遅れがちになっていました。

そのため、この3教科については、当該学年の内容を特別支援学級で個別に学習することにしました。通常学級で行われる教科の内容によっては、Aくんが参加できそうな内容があれば、国語、算数、社会であっても参加をすることにしました。

コミュニケーションがうまくとれないことが原因で、友達とのトラブルが多くみられたAくんは、自立活動を個別に学習することにしました。

	月	火	水	木	金
1	せいかつ (自立活動)	算数	社会	国語	なかま (自立活動)
2	道徳	社会	国語	算数	国語
3	算数	国語	総合的な学習 の時間	外国語活動	算数
4	国語	体育		体育	家庭
5	理科	理科	算数	理科	特別活動
6	音楽	図工		社会	

＝交流及び共同学習

通常学級で交流及び共同学習を実施する際には、「ただ参加しているだけ」にならないよう注意が必要です。その授業は、特別支援学級の教育課程に基づく個別の指導計画の目標を達成するための学習であるという押さえをし、通常学級においても、担任が授業で指導・支援を行うなど、通常学級の担任と連携をとることが大切です。

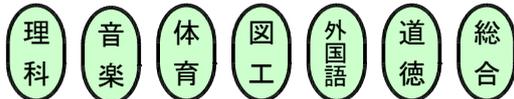


### ◆各教科は、当該学年の内容を学習する

Aくんの教科学習は、教科や単元の内容によって効果的な学習ができるように、通常学級で受ける授業と特別支援学級で受ける授業に分けて考える。また、必要に応じて個別に学習を行うようにする。

※「個別に学習が必要な場合」とは、自閉的な特性により、「登場人物の気持ちが分からない」「文章題のイメージがもてない」など、特別な配慮のもと学習をする必要があるときである。

通常学級で受ける授業



特別支援学級で受ける授業



### ◆特別支援学級で「自立活動」の授業を受ける

Aくんが学習をする必要がある「コミュニケーションの能力を高めること」「相手の気持ちを理解すること」について、個別又は小集団で自立活動を行う。

**自立活動** Aくんは、知的障がい特別支援学級（2名在籍）の生活単元学習「なかま」「せいかつ」の学習に参加し、友達とのかかわりや自己肯定感の回復、コミュニケーションについて学習をしている。Aくんにとっての「なかま」の時間は、生活単元学習ではなく、自立活動としての取扱いになっている。

## Q4

知的障がいのある児童生徒の教育課程の編成は、どうあればよいですか。

## A4

- 「各教科等を合わせた指導」は、知的障がいのある児童生徒又は複数の種類の障がいを併せ有する児童生徒に対して行うことができます。
- 知的発達に遅れのある児童生徒に「各教科等を合わせた指導」を行うのは、
  - ・ 学習した知識や技能が断片的になりやすい
  - ・ 実際の生活の場で応用されにくいことなど、知的障がいの学習上の特性に応じるためです。
- 児童生徒の知的発達の程度等に応じて、下学年の教科書を用いた指導を行うか、知的障がいの各教科による指導を行うか、判断することが重要です。

### 参考～知的障がいの教育課程

●特別支援学級の教育課程が特別支援学校によることの根拠

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第2節第5

2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができるものとする。なお、この場合、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができるものとする。また、中学部の生徒については、外国語を設けないことができるものとする。

### 参考～各教科等を合わせた指導

特別支援学級に在籍している者のうち、知的障がいがあり、指導の効果が認められる者等には「各教科等を合わせた指導」を用いることができます。例えば、

- ① 日常生活の指導・・・衣服の着脱、洗面・手洗い、排泄、食事、挨拶、きまりを守るなどの指導
- ② 遊びの指導・・・水、紙、積み木、ボールなどを使った遊び、リズム遊び、ごっこ遊びなどの指導
- ③ 生活単元学習・・・収穫祭をしよう、豆まきをしよう、動物ランドをつくろうなどの指導
- ④ 作業学習・・・自分の作品をつくろう、学校祭に出品する販売製品をつくろうなどの指導があります。

### 道徳の時間の指導について

特別支援学級における道徳の時間は、その時間のねらいの達成に向け、

- ・ 個別の指導計画を踏まえつつ、
- ・ 「私たちの道徳」
- ・ 「北海道版道徳教材『はあとふる』『はあとふる2』」
- ・ 「おもてなしハンドブック」

などを活用し、教師が子どもと共にじっくり考えるなど、その子どもの実態に応じて道徳性を養うことが考えられます。

### 体育の時間の指導について

特別支援学級における体育の時間の指導は、その時間の目標の実現を目指し、児童生徒の実態に応じて運動の楽しさに触れたり、技能を身に付けたりすることができるよう、

- ・ 個別の指導計画を踏まえつつ、
- ・ スモールステップで取り組むよう促し、
- ・ 進歩の状況を認め励ましながら、

達成感を味わわせ、家庭や地域での体力づくりや運動習慣の定着への意識化を図ることが大切です。

# 事例 ～ Bさん（小学校4年・知的障がいのある児童）の指導計画～

（各教科等を合わせた指導や下学年の教科書を使用した指導ができる）



## 【学級のこと】

- ・自閉症・情緒障がい特別支援学級（高機能自閉症1名、知的障がいを伴う自閉症2名）がある。

## 【Bさんのこと】

- ・軽度の知的障がいを有する自閉症である。入学時は通常の学級に在籍していたが、学習の遅れが顕著になり、2年生から特別支援学級に在籍している。
- ・出来事を順序よく話すことが苦手だが、友達との会話には困っていない。
- ・初めての場所や活動に対して強い不安を感じ、不安定になり泣いてしまうこともある。
- ・人数が多い中でのゲームでは、ルールを守れないことがある。

## 指導の形態と指導体制の工夫

国語、算数、生活、図画工作において、下学年の内容を学習することにしました。昨年まで行った学習内容を踏まえながら、特別支援学級で学習を行います。

Bさんは、身体を動かしたり、音楽を聴いたりすることがとても好きです。また、交流学級における所属意識も強く、“みんなと一緒に勉強したい”という希望をもっているため、体育と音楽は、交流学級での学習を行うことにしました。

	月	火	水	木	金
1	自立活動				
2	国語	算数	国語	算数	国語
3	生活単元学習	生活単元学習	生活単元学習	国語	体育
4	生活	生活単元学習	生活単元学習	体育	生活単元学習
5	算数	国語	算数	図画工作	生活
6	音楽	体育			

- = 交流及び共同学習
- = 各教科の目標・内容を、下学年の教科の目標・内容に替えた教科



### ◆各教科は、下学年の内容を学習する

Bさんは、教科学習の授業を、下学年の内容を特別支援学級で受ける。

#### 特別支援学級で下学年の内容を取り扱う



#### 教科等を合わせて指導する



#### 交流及び共同学習



### ◆特別支援学級で「自立活動」の授業を受ける

Bさんの課題である「場に応じたあいさつができること」「予定通りに行動できること」について、教育活動全体の中で自立活動の指導を行うこととしました。

#### 自立活動

Bさんは、「場に応じたあいさつができること」について、生活や学習の場面での始まりと終わりのあいさつ、物を貸し借りする時、助けてもらった時のお礼などその場に応じた言葉を使えるよう指導を行うことにしました。

また、「予定通りに行動できる」については、授業内の流れを提示し、その流れで行動することを指導しながら、目標を達成できるようにしました。

Q5

個別の指導計画の作成や活用の留意点は、どのようなことですか。

A5

- 児童生徒一人一人の学習上、生活上の困難だけでなく、よさも含めた実態把握に努めることが大切です。
- 達成可能な短期目標や長期目標を設定し、指導や支援の方法を検討することが大切です。
- できるだけ数値を入れて評価し、進歩の状況を明確にすることが大切です。
- 評価に基づき、月ごと、学期ごとなど、PDCAサイクルにより指導計画の見直しを図ることが大切です。

参考～小学校及び中学校学習指導要領解説総則等編 第3章第5節

障害のある児童生徒の指導（一部抜粋・一部改編）

障害のある児童生徒を指導するに当たっては、まず、児童生徒の障害の種類や程度を的確に把握する必要がある。児童生徒の障害には視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などがある。

次に、個々の（児童）生徒の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければならない。例えば、弱視の（児童）生徒についての保健体育科における球技の指導や理科等における観察・実験の指導、難聴や言語障害の（児童）生徒についての国語科における音読の指導や音楽科における歌唱の指導、肢体不自由の（児童）生徒についての保健体育科における実技の指導や技術・家庭科における実習の指導など、それぞれに個別的に特別な配慮が必要である。また、読み書きや計算などに困難があるLD(学習障害)の（児童）生徒についての国語科における書き取りや数学科における計算の指導、外国語科における読み書きの指導など、教師の適切な配慮により対応することが必要である。さらに、ADHD(注意欠陥多動性障害)や自閉症の（児童）生徒に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。

このため、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である。指導に当たっては、例えば、障害のある児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。

特別支援学級は、小・中学校の学級の一つであり、特別支援学級も通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の位置付けがあいまいになり、学校組織の中で孤立することのないよう留意する必要がある。このため、学校全体の協力体制づくりを進めたり、すべての教師が障害について正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努める必要がある。

障害のある児童生徒の指導に当たっては、特に教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、児童生徒に大きく影響することに十分留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努めることが大切である。

# 事例

## F 中学校における個別の指導計画の作成例

学年 第2学年 ○組（自閉症・情緒障がい特別支援学級） 氏名 ○○ ○○

<b>生徒のよさ（○）</b> <b>学習や生活上の困難さ（▲）</b> ○ 身体は健康で、性格も明るく活発である。 ○ 数学と体育が好きである。 ▲ 興味がある話題や物から離れられないことが多い。 ▲ 教師に対する好き嫌いがはっきりしており、苦手だと思う教師には一切口をきかない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">生徒の「よさ」に着目しました。</div>		<b>長期目標</b> <b>（1年後を目標に）</b> ・1単位時間を落ち着いて学習に取り組むことができる。 ・苦手だと思う教師に反動的にならないようになる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">個別の教育支援計画に記載のあった保護者の願い「誰とでもコミュニケーションできるようにしてほしい」を踏まえて長期目標を設定しました。</div>	
<b>短期目標</b> <b>（1～3か月後を目標に）</b> ・数学と保健体育を中心に50分間のうち30分集中して取り組むことができる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">短期目標には、できるだけ数値を入れて具体的に設定するようにしました。</div>	<b>指導場面</b> ・特別支援学級 週当たりの時数 （国語 4/4 社会 3/3 数学 3/3 理科 2/4 保健体育 3/3 外国語 3/4 （計 18/29）	<b>指導や支援の内容・方法</b> <b>※配慮事項</b> ・1単位時間50分間の学習展開や時間配分について授業の冒頭で知らせ、見通しをもたせる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">当該生徒の実態を踏まえ、具体的な指導の方策を検討しました。</div>	<b>評価</b> <b>（1か月ごとに評価）</b> ・20分程度であれば、教師の言葉かけがなくても集中して学習に取り組めるようになってきている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">できるだけ数値を入れて評価するようにしました。</div>
・苦手だと思う教師にも必要がある場面に1日1回話せるようになる。	・特別支援学級（帰りの会の前） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">学びの場が特別支援学級か交流及び共同学習であるか明確にします。</div>	・日直の仕事に生徒の苦手な教師から家庭への配布物をもってくる仕事を位置付ける。 ※初めは、「お願いします」「ありがとうございます」といった挨拶から始める。 ※当該の教諭に温かく迎えていただくようお願いする。	・反抗的な言動になる頻度は減ってきており、3日に1回は、苦手だと思う教科の言葉かけに返事ができるようになってきている。
・1日、1回は友達と協力しながら学習できる。	・交流及び共同学習 週当たりの時数 （理科 2/4 音楽 1/1 美術 1/1 技術・家庭 2/2 外国語 1/4 道徳 1/1 総合的な学習の時間 2/2 特別活動 1/1 （計 11/29）	・当該教科の各時間の目標の実現と道徳の時間のねらいの達成を目指し、通常の学級の担任とのチーム・ティーチングによる個別指導を行う。 ・友達の意見や発表に興味をもつことができるよう、友達の発言のよい点を特別支援学級担任が具体的に伝え、当該生徒が自ら友達とかかわろうとする意欲を喚起する。	・友達の発言に対して無関心だったり、否定的な反応をする回数が減り、1週間に1回は、友達と協力して学習できるようになってきている。

交流及び共同学習は、あくまでも「学校として計画的に」実施し、保護者や道民に説明できることが大切です。したがって、上記の計画のように、個別の指導計画に、交流及び共同学習の「短期目標」「指導や支援の内容・方法（指導体制を含む）」「評価」を位置付けることが大切です。

## Q6

交流及び共同学習を行う際に、どのようなことに留意する必要がありますか。

## A6

- 特別支援学級と通常の学級において、交流及び共同学習を行う際には、
  - ・両学級の児童生徒の実態や特別支援学級の児童生徒の障がいの状態
  - ・交流及び共同学習の目標について、学級担任間だけでなく、全教職員が校内委員会において共通理解を図っておくことが大切です。
- また、その上で、
  - ・指導や支援の内容や方法
  - ・指導体制
  - ・評価などについて、学級担任間、指導者間で打ち合わせ、個別の指導計画に明記しておくことが大切です。  
なお、こうしたことについて、保護者に十分説明し、理解を得ることが大切です。
- 交流及び共同学習に当たっては、通常の学級においても、そのねらいや方法等について学級経営案等に明記しておくことが大切です。

### 参考～交流及び共同学習に関する留意事項

特別支援学級に在籍する児童生徒が、交流及び共同学習として、通常の学級の教科指導や学級活動などに入り、通常の学級の児童生徒と共に学習に参加する場合においても、「特別支援学級における教育を中心として受ける」ことが前提となります。

特別支援学級において、交流及び共同学習を実施する場合には、当該児童生徒の障がいの状態に応じた適切な指導が行われているかどうかという内容面の充実が大切と考えており、これまでも、指導時数の目安は示していないことに留意する必要があります。

#### 【参考】

平成27年3月12日付け学校教育局特別支援教育課主幹事務連絡「特別支援学級の教育課程に関する留意事項について」

平成27年8月27日付け学校教育局特別支援教育課主幹事務連絡「特別支援学級の教育課程に関する留意事項について」

### 小学校学習指導要領解説（総則編） 第3章 （一部抜粋）

障害者基本法第14条第3項にも規定するとおり、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。特別支援学校との交流の内容としては、例えば、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習が考えられる。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。また、特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

# 事例

## G 小学校における交流及び共同学習の取組

### ① 事前の学級担任同士の打ち合わせ

- ・互いの指導目標や想定される指導場面等について情報交流
- ・配慮事項等について共通理解

### ② 事前指導

自閉症・情緒障がい特別支援学級（児童 H）

教科領域名：「自立活動」

指導目標：ゲームで負けたときに、負けた悔しさを我慢することができる。

指導内容：交流及び共同学習で実施するゲームを教員と遊ぶ場面を設定し、ルールのある遊びには、「勝ち負けがあること」や「仕方がないこと」「次の機会があること」などについて理解し、自分の気持ちをコントロールできるように促す。

知的障がい特別支援学級（児童 I）

教科領域名：遊びの指導「しっぽとり鬼ごっこ」

指導目標：「しっぽとり鬼ごっこ」のルールを理解し、しっぽを取られたら、決められた場所に移動して、他の友だちを応援することができる。

指導内容：繰り返し遊びながら、具体的な場面を通して、ルールを理解するように促す。

### ③ 交流及び共同学習の実施

	通常の学級の児童	自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童 H	知的障がい特別支援学級の児童 I
教育課程上の位置付け	特別活動	自立活動	遊びの指導
目 標	児童会を中心にルールを守って、異学年と遊ぶことができる。	日常的にかかわる機会の少ない児童に対しても、ルールを守りながら安全に遊ぶことができる。	場所が変わっても、理解したルールを守りながら大きな集団で遊ぶことができる。
評価規準	・困っている友達を助けたり、言葉をかけたりしながら、異学年の児童と、楽しみながら遊んでいる。	・しっぽを取られても、取った相手に手を出さずに、所定の待機場所に移動しようとする事ができる。	・他の児童のしっぽを積極的に取ろうとしている。 ・しっぽを取られたことを知らされたら、負けたことが分かり、遊びをやめようとする事ができる。

### ④ 事後の学級担任同士の打ち合わせ

- ・互いの児童の評価についての交流
- ・次回の交流及び共同学習に向けた留意事項等の確認

## Q7

障がいの種類や程度が異なる場合の合同学習は、どのようなことに留意する必要がありますか。

## A7

- 特別支援学級においては、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するため、一人一人の障がいの状態に応じた教育を受けることが前提です。
- 特別支援学級において、合同学習や学年別・能力別のグループでの学習を行う際、そのねらいを明確にするとともに、各特別支援学級担任が一人一人の障がいの状態に応じて、指導目標や指導内容を設定する必要があります。
- 合同学習や、学年別・能力別のグループは、児童生徒の人間関係に配慮するとともに、学習効果を高める効果的なグループ編成を行う必要があります。

### 参考～障害者基本法第十六条

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

### 小学校及び中学校学習指導要領解説総則等編 第3章第5節

#### 障害のある児童生徒の指導（一部抜粋）

障害のある児童生徒を指導するに当たっては、まず、児童生徒の障害の種類や程度を的確に把握する必要がある。児童生徒の障害には視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などがある。

次に、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければならない。例えば、弱視の生徒についての保健体育科における球技の指導や理科等における観察・実験の指導、難聴や言語障害の児童生徒についての国語科における音読の指導や音楽科における歌唱の指導、肢体不自由の生徒についての保健体育科における実技の指導や技術・家庭科における実習の指導など、それぞれに個別的に特別な配慮が必要である。また、読み書きや計算などに困難があるLD(学習障害)の児童生徒についての国語科における書き取りや数学科における計算の指導、外国語科における読み書きの指導など、教師の適切な配慮により対応することが必要である。さらに、ADHD(注意欠陥多動性障害)や自閉症の児童生徒に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。

このため、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である。指導に当たっては、例えば、障害のある児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。

# 事例

## 同じ教材を使用し、個々の実態に応じて目標と評価を工夫した展開例

〈児童 J・児童 K・児童 L〉 自閉症・情緒障がい特別支援学級 【学年・教科名】第2学年・算数 【目標】 ・硬貨を使って考え、繰り上がりが1回あるたし算ができる。 【本時の評価規準】 ・繰り上がりが1回あるたし算の筆算をすることができる。 (数量や図形についての知識・理解)		〈児童 M〉 知的障がい特別支援学級 【学年・教科名】第3学年・算数 (下学年の内容を指導) 【目標】 ・10円玉と1円玉を使って、十何円を表すことができる。 【本時の評価規準】 ・十何円を2種類の硬貨を使って出すことができる。 (数量や図形についての知識・理解)			
展 開	主な学習活動 ☆児童の動き (J, K) ・教師の動きや発問、指示	主な学習活動 ☆児童の動き (L) ・教師の動きや発問、指示	□評価と方法 ■評価を生かした指導	主な学習活動 ☆児童の動き (M) ・教師の動きや発問、指示	□評価と方法 ■評価を生かした指導
説 明	☆前時を振り返り、位取り表を用いたお金の出し方を確認する。 ☆一の位から順にたすこと。10になったら、両替をして繰り上がることを確認する。 「 $43 + 29$ 」をお金を使って計算しよう。 ・黒板で硬貨の模型を使いながら、児童と一緒に金額を確認する。 ・ $43$ と $29$ を硬貨で出し、一の位から順に実際にたしてみせる。 ・1円玉10個で10円玉に両替し、繰り上がる。 ☆筆算の書き方を確かめる。 ・黒板に筆算をする。 $43 + 29$ は 一の位をたして、 $3 + 9$ は $12$ 、1繰り上がって、十の位は $1 + 4 + 2$ は $7$ 、1繰り上がって、答えは $72$ ☆筆算をノートに書く。		□筆算をノートに正しく書いている。 ■誤答になっている場合は、マス目の用紙をわたし、再度計算するように促す。	復 習 ☆前時を振り返り、お金を1円玉、10円玉、100円玉に分類する。 ・同じお金を集めてください。 1円はここ、10円はここにに入れて下さい。 ☆10円玉と1円玉を使って11円から19円まで復習する。 ・10円と1円で11円。 ・10円と2円で12円。 ・10円と9円で19円。 まで、確かめる。	□10円と1円を使って11円から19円までを出すことができる。 ■数え間違いがないように、丁寧に並べながら、正しく数えるように促す。

## 目標と評価の異なる二つのグループに対し、教師が交互に直接指導を行った展開例

〈児童 O〉 自閉症・情緒障がい特別支援学級 【学年・教科名】第4学年・算数 【目標】 ・既習事項や公式を使って、面積を求めることができる。 【本時の評価規準】 ・既習事項や公式を使って、面積を求めることができる。 (数量や図形についての知識・理解)		〈児童 N〉 自閉症・情緒障がい特別支援学級 【学年・教科名】第6学年・算数 【目標】 ・速さ、道のり、時間の公式を使って立式することができる。 【本時の評価規準】 ・公式を使用して、立式することができる。 (数量や図形についての知識・理解)				
段 階	主な学習活動 ☆子どもの動き ・教師の動きや発問、指示	留意点 □評価と方法 ■評価を生かした指導	教師のわたり	主な学習活動 ☆子どもの動き ・教師の動きや発問、指示	【視点】・留意点 □評価と方法 ■評価を生かした指導	段 階
復 習 教 える (10分)	☆前時を振り返り、面積の問題に取り組む。	・復習問題を行う。 ・分からない問題は、後に回し、分かる問題から解いていくことを確認。 □渡された復習問題に意欲的に取り組んでいる。 ■途中で言葉をかけて注意を喚起。		☆前時を振り返り、速さ、道のり、時間の計算の仕方を確認する。 ☆今までの公式をまとめた「シート」の使用法を確認する。 シートを使って、速さ、道のり、時間を求めよう。 ・シートを使いながら、児童と一緒に立式を確認する。 ☆シートにそれぞれの値を記入し立式、計算する。 ・立式、計算できたことを確認する。 ☆解き方を確認し、「できた」ことを認識する。	□シートを活用して解いている。 ■正答していることを伝え、意欲を喚起。	説 明 教 える (10分)
説 明 教 える (10分)	間取り図を見てそれぞれの部屋の面積を求めよう。 ・面積の公式と間取り図にも縦、横の長さがあることを確認する。			☆練習プリントの問題を解く。	・公式の使い方を理解できるような問題を用意。	確 認 教 える (10分)

Q8

学習内容の系統性を踏まえた指導は、どうあればよいですか。

A8

- 特別支援学級においては、「一般的な子どもの発達の過程」をもとに、当該児童生徒の発達の状況を踏まえた上で、障がいの状態に応じた指導を行う必要があります。
- また、特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、その教科等の学習内容の系統性をもち、当該児童生徒の学習内容の定着状況を踏まえつつ、障がいの状態に応じた指導を行う必要があります。

事例 一般的な子どもの発達の過程の例

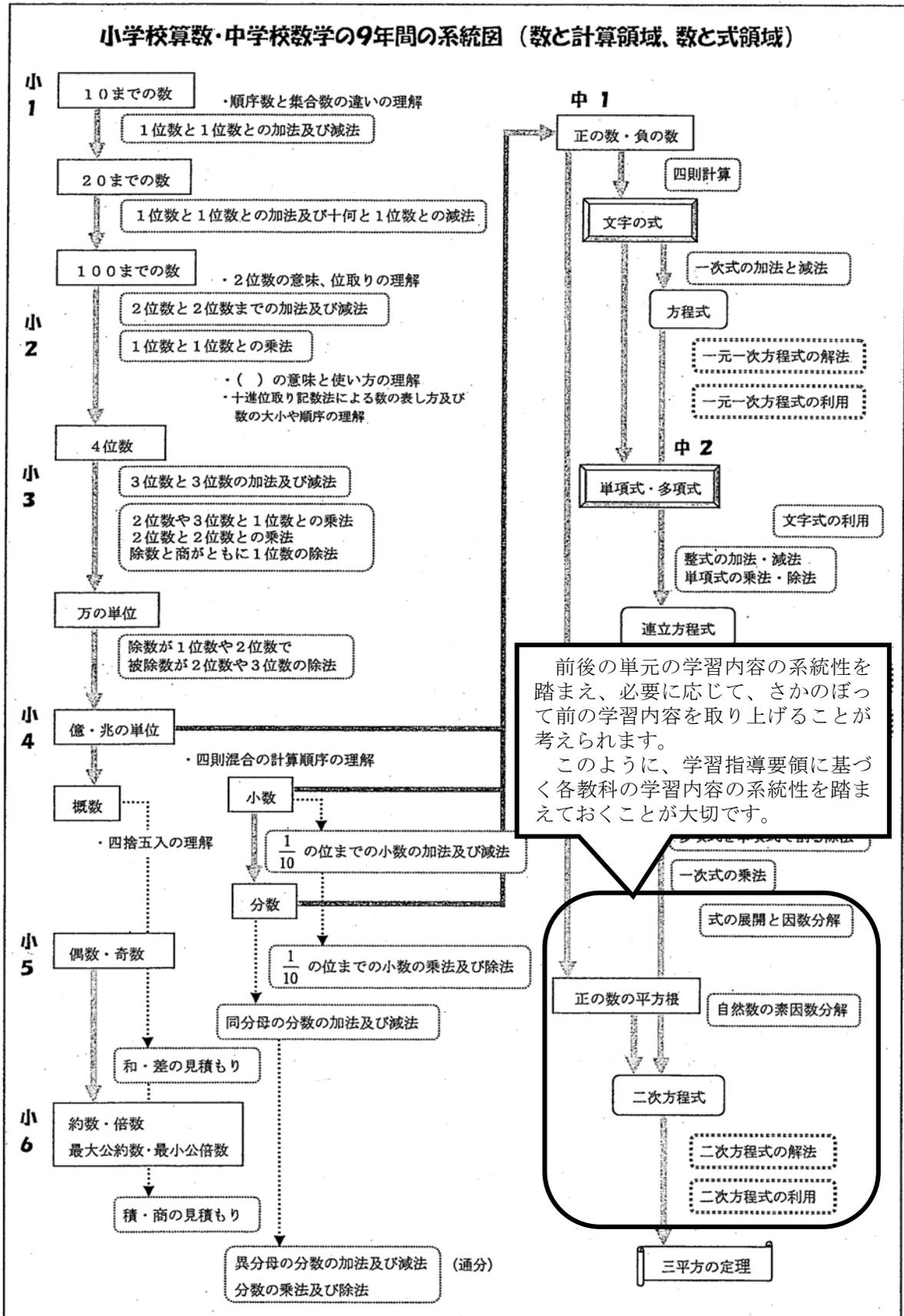
子どもは、特定の感覚のみが成長するのではなく、様々な感覚や機能と共に成長することから、他の感覚や機能の状況を踏まえつつ、発達を見ていくことが考えられます。

年 齢	1 歳	1 歳半	2 歳	2 歳半	3 歳	4～5 歳	
脳 の 育 ち ( 感 覚 )	触覚	色々な手触りのもので楽しく遊べるようになる(砂・水・泥・石・草・粘土など)	痛いところを指さす・熱さを避けるようになる	袋やポケットの中に手をつまみたがる	手探りで「素材」「形」ができるようになる	「大きさ」の弁別ができるようになる	
	固有受容覚	コップやスプーンを持ちたがる	砂や水をすくって別の器に入れる	手をつないで歩くと歩調を合わせる(速い、ゆっくり)	両腕交互の肩たたき(強い・弱い調整)	二つのコップに同じように水を注ぎ分ける	指示されずに自分の意思で道具を操作できる
	前庭覚 ( 平 衡 感 覚 )	リズムに合わせて体を動かすようになる	おもちゃを拾いあげる、歩いていて方向転換できるなど複雑な動作ができるようになる	斜め姿勢の獲得(坂道を下る・ブランコを押す・鉄棒にぶら下がるなど)	大人の体と両手を借り、支え宙返りができるようになってくる	三輪車をこげるようになる ジャンクルジムに一段登る	ブランコ・シーソーなど不安定な動体についてのバランスをとる
	視覚	視力0.2程度、形や色の違いを認識できる	視力がアップしてきて色々なものを見がかる			視力0.6～1.0	6歳～立体視力の完成
	聴覚			音の高低を区別し、メロディーを口ずさむ		大人と変わらないくらいメロディーの記憶など	
発 達 の 過 程	全身の 運動	後ずさり歩き	ボールを前に投げる	三輪車をこぐ	でんぐり返し		
	手先の 運動	ひとり歩き	階段をのぼる	片足立ち 2～1秒程度	3歳：2～3秒程度	6歳：片足立ち10秒保持	
	ことば	歩く・登るなどで180度方向転換	その場でジャンプ	4歳：片足ケンケン	5歳：スキップ		
	ことば の理解	意味のあることばを言う	2語文を話す	同年代の子どもと会話ができる			
	人との 関わり	意味なくパパ・ママなど「ワンワン」「プー」など2つ重ねの単語	身近な人の発音を真似る「パパ・ママ以外に3語言う」	たずねると名前を答える	その目にあったことを話す		
ことば	絵本を見て知っているものを指さす	大きい・小さいがわかる	ジャンケン	ジャンケンの勝ち負けがわかる			
ことば の理解	「おい」「ちょうだい」がわかる	身体部位がわかる(指さし)	性別がわかる	赤・青・黄・緑がわかる			
人との 関わり	興味のあるものや見てほしいものがあると指さしや行動で示す	「○○ちゃんはいくつ？」と聞くと指で示す	約束・依頼	説得がわかり始める			
人との 関わり	簡単な家事のお手伝い	上着・靴などを自分でつける	指示されなくてもひとりで服を着る				
人との 関わり	ボールのやりとり遊びをする	見立て、なりきり遊び(ごっこ遊び)	親と一緒にお友達とできるようになる	出会い(お迎え・送客)を心待ちにする			
人との 関わり	いつもと違うことがあるとき、お母さんの顔を見て反応を確かめる	好きなこと、おもしろいことに粘り強く挑戦する	同年代の子と遊ぶ				

(出典 美瑛町子育てファイル「すとリーむ」より一部抜粋)

# 事例

## 系統性を踏まえた算数・数学の学習内容例



(出典 神奈川県総合教育センター研究紀要より一部抜粋)

Q9

教材・教具は、どのような工夫が考えられますか。

A9

- 特別支援学級においては、一人一人の児童生徒の主体的な学習を促し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けるようにするため、個々の障がいの状態に応じて教材・教具を効果的に活用する必要があります。
- 教材・教具を作成する際には、児童生徒一人一人の発達の段階や目標に応じて工夫する必要があります。

## 事例

### 自閉症・情緒障がい・小1国語



文字を書くことができない児童が「はんこ」を使って、文字の学習に取り組んでいます。書くことが難しかったり、時間がかかったりする児童も「はんこ」をプリントに押し出すことなら、抵抗なく楽しみながら学習に取り組めます。

### 自閉症・情緒障がい・小5算数

最初の問題にヒントを示し、分からない時に児童が図を使って考えられるようスモールステップで取り組めるように支援しています。

図を見て取り組む分数の計算

$\frac{1}{3} + \frac{1}{3} = \frac{2}{3}$

ぶんし 分子だけ たいせんすけ

知的障がい・小3 図画工作

# ドーナツのつくりかた

ちりがみ 4まいをテープでつなぐ。

おりがみのうら(うえ)した)にりょうめんテープをつける。

はじからくるくるまく。

はさみできる。

テープでとめる。

子どもの理解の状況に合わせて、文字や写真を使い、「おりがみのドーナツ」の作業の手順を示しています。

買い物の学習の手順

# ミスタードーナツショップ

「いらっしゃいませ!!」  
「トレーとトングをどうぞ。」  
「ひとり3こまでどうぞ。」  
「えんです。」

図画工作の時間につくった「おりがみのドーナツ」を用いて買い物などの生活単元学習を行っています。

## 飛鳥時代のできごと

① 協力 できる国をめぐらして

- 聖徳太子 ががんばった。
- お寺「法隆寺」
- みんなのルール「十七箇条法」

② 中国 へ勉強しにいった。

- 小野妹子 が 大きな船で 行った。

③ 天皇がまどめる国になった!

- 中大兄皇子・中臣鎌足 ががんばった。
- 大化の改新が おきた。

自閉症・情緒障がい・小6 社会

左側には、覚えておいてほしい「代表的なできごと」を答える質問、右側には分からない時や答え合わせに使えるよう「解答を示したワークシート」で学習を促しました。

覚えておいてほしい代表的なできごと

解答を示したワークシート

## 自閉症・情緒障がい・小1 自立活動

手や指の円滑な操作等の機能を高めるための学習



トングでアヒルを隣の箱に移していきます。手指の動きにぎこちなさが残る児童でもトングを使うことで楽しく取り組みます。

## 知的障がい・小6 音楽

穴の位置を意識させるためのシールを貼ったリコーダー



リコーダーの穴の位置を目で見て分かるようにするとともに、手触りでも「ここだ」ということが分かるようにしています。

柔軟性のある素材で、シールを貼り付けています。

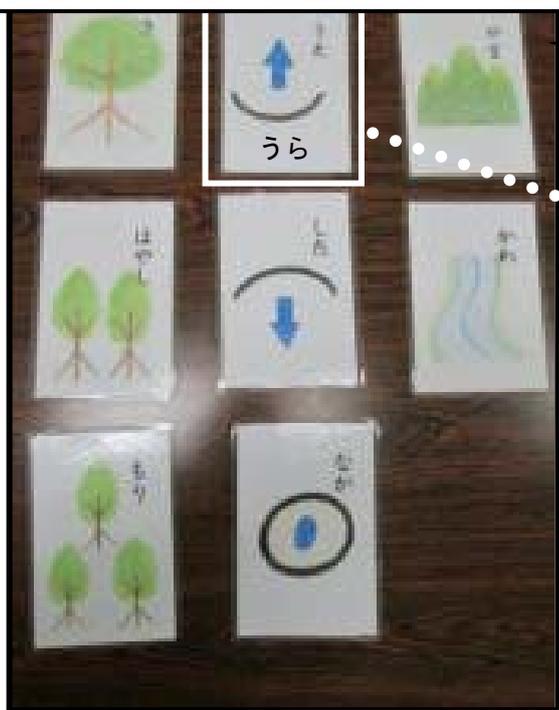
※本教材は、100円ショップや薬局で販売している「ウオノメ保護パットシール」を加工し、使用しています。



## 知的障がい・中1国語

「特別支援学級を担当する方のための4ステップ（プラス1）ガイドブック」より再掲

うらに意味を表したイラストを描いた漢字カード



カードの裏に、漢字をイメージできるイラストを描き、漢字の読み書きの苦手な生徒でも、意欲的に学習することができるように工夫しています。

裏返すと

おもて



## 知的障がい・中1数学

「特別支援学級を担当する方のための4ステップ（プラス1）ガイドブック」より再掲

計算を楽しみながら学習できるすごろく



郵便局カード

買い物カード



すごろく遊びをしながら、金銭を出したり、お釣りを数えて受け取ったりすることを学習する教材です。サイコロを振り、出た目の数だけ進みながら、赤マスに止まったら「郵便局カード」を引き、裏面の金額を郵便局から受け取る。青マスに止まったら「買い物カード」を引き、裏面の金額を郵便局に支払うことを繰り返し、ゴールに着いたときの残り金額で順位を決めるものです。

## Q10

保護者との関係づくりは、どのようなことに留意する必要がありますか。

## A10

信頼関係を築くために大切なことは、例えば、

### ①保護者との日頃のつながりと肯定的な姿勢

保護者は、教師が、自分の子どもをよく理解し、よいところを伝えてくれる、自分の子どもの成長を心配して声をかけてくれる姿を見えています。

### ②保護者支援から協働へ

誰かに助けてもらいたくても、一人で悩み、頑張っている保護者もいます。教師は、保護者の子育ての不安や苦労を分かろうとする姿勢が大切です。

### ③保護者の人生を大切にする

この先生には何を言っても大丈夫という存在となるよう、誰にも言えなかった「我が子の育てにくさ」や、自責の念など、今までの子育てや、一人の人間としての思いをしっかりと聴き、受け止めることが大切です。

「第2回特別支援学級リーダー教員研究協議会（平成27年9月25日）」

国立特別支援教育総合研究所 久保山先生の講演内容より

## 保護者の立場として、先生から「言われたくない言葉」「してほしくない対応」

### 【言ってほしくない言葉】

- ・子どもの名前を呼び捨てにしないでほしいです。
- ・「ほかにも特別な対応が必要な子どもがいますので、あなたのお子さんにだけ、特別な対応をすることはできません。」という否定的な発言。
- ・「〇〇君よりも大変な子どもがいます。だから心配ないでしょ。」という他の子どもと比べる発言。
- ・子どもの発達を心配し、不安になっている保護者に対する「大丈夫です。」「普通ですよ。」など、根拠のない安易な発言。
- ・「△△君はこうですから。」と診断名だけで決め付ける発言。 など

### 【してほしくない対応】

- ・対応が難しいと感じる子どもをすぐに特別支援学校に送り込もうとする。
- ・毎日のように、先生が保護者に電話をしてきて、学校での出来事をガミガミと言う。
- ・「心配いりません。」「何が問題なんですか。」などと言って、保護者の話を聞こうとしない。 など

参照 発達障がいのある子どもの指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得するための「校内研修プログラム」より再掲

## 保護者の立場として、先生から言われて嬉しかった言葉や支援など

### 【嬉しかった言葉】

- ・交流及び共同学習の際に、通常の学級の先生が「〇〇くんは、努力家だね。」と声をかけるなど、当該児童を受け入れたり、認めたりする発言をしてくれた。
- ・授業で、適宜、「何が分からない？」と尋ねるなど、子どもの理解の状況を把握してくれた。
- ・担任の先生が全員に「子どもは、一人一人違う。いろいろな人がいて当たり前。」と言ってくれた。

### 【適切な支援や配慮】

- ・プリントの回答欄にマス目を付けてくれるなど、障がいに対する配慮が具体的だった。
- ・学習発表会で、特別支援学級の児童を開会挨拶の担当にしたり、児童の作品を玄関の目立つ所に展示してくれたりするなど、特別支援学級の児童が全校に認められるよう工夫してくれた。

# Q11

特別支援学級に関する本道の指導資料には、どんな資料がありますか。

# A11

北海道教育委員会や北海道立特別支援教育センターの Web ページには、多くの情報を掲載しています。

以下に、特別支援学級担任の参考になる指導資料を御紹介します。

各資料は、道立特別支援教育センターの Web ページに掲載しています。

特別支援学級を担当する方のための  
4ステップガイドブック

小学校

知約障がい、自閉症・情緒障がい特別支援学級編

**特別支援学級を担当する方のための  
4ステップガイドブック**

特別支援学級担当の先輩教師からの4つのアドバイス

「特別支援学級を担当する方のための4ステップガイド」(以下、「4ステップガイド」といふ)は、特別支援学級担当教員が授業準備をする「リーダー」的な教員の育成を目的に開発した「特別支援学級担当教員リーダー育成講座」における協議の成果をもとに、主に小学校の担当者を対象として作成しました。

「4ステップガイド」は、特別支援学級の担当経験が少ない方が、戸惑うことなく、指導や授業をはじめとする専門性を「実態把握の段階」「指導計画の作成」「教育課程の編成」「教材・教具の作成」の4つのステップに沿って提示しました。それぞれのステップの内容は、「1 基本となる考え方」「ポイント集」「事例紹介」で解説しています。

「4ステップガイド」を特別支援学級に在籍する児童一人一人の教育的ニーズに即した指導や支援の充実のためにご活用ください。

**ステップ1** 第1章 実態把握の実施～児童を理解するために～  
**ステップ2** 第2章 指導計画の作成～個別の指導計画を作成するために～  
**ステップ3** 第3章 教育課程の編成～特別の教育課程を編成するために～  
**ステップ4** 第4章 教材・教具の作成～授業の準備をするために～

北海道教育委員会  
平成26年3月

特別支援学級を担当する方のための  
4ステップ(プラス1)ガイドブック

平成26年度版

知約障がい、自閉症・情緒障がい特別支援学級編

**特別支援学級を担当する方のための  
4ステップ(プラス1)ガイドブック**

特別支援学級担当の先輩教師からの4つのアドバイス

「特別支援学級を担当する方のための4ステップガイドブック」は、特別支援学級担当教員の授業準備を支援する1つの学習の機会を目的に開発した「特別支援学級担当教員リーダー育成講座」における協議の成果をもとに、平成26年度は主に小学校の担当者向けの内容を作成しました。平成26年度は中学校の担当者向けの内容を加え、同名の年度別発行後継書とするため、4ステップ(プラス1)ガイドブック(以下、「4ステップ(プラス1)」)として作成しました。

「4ステップ(プラス1)」は、特別支援学級の担当経験が少ない方が、戸惑うことなく、指導や授業をはじめに必要な専門性を「実態把握の段階」「指導計画の作成」「教育課程の編成」「教材・教具の作成」の4つのステップに沿って提示しました。それぞれのステップについては、「1 基本的な考え方」「ポイント集」「事例紹介」で解説しています。

また、4ステップに加え、小・中学校での指導や支援の充実のためのプラス1として、「進路指導」について解説しています。

「4ステップ(プラス1)」を特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実のためにご活用ください。

**ステップ1** 第1章 実態把握の実施～児童生徒を理解するために～  
**ステップ2** 第2章 指導計画の作成～個別の指導計画を作成するために～  
**ステップ3** 第3章 教育課程の編成～特別の教育課程を編成するために～  
**ステップ4** 第4章 教材・教具の作成～授業の準備をするために～

**プラス1**  
進路指導  
～児童生徒の実態に応じた適切な進路指導を行うために～

北海道教育委員会  
平成27年3月

特別支援学級担任のハンドブック

**特別支援学級担任の  
ハンドブック**  
(改訂版)



平成22年3月  
北海道立特別支援教育センター

校内研修プログラム  
～「体制づくり」から「指導や支援の充実」へ～

平成26年度 文部科学省委託事業 発達障害理解推進拠点事業

発達障がいのある子どもの指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得するための

**校内研修プログラム**  
～「体制づくり」から「指導や支援の充実」へ～



北海道教育委員会

## 特別支援学級に関するQ&A（ダイジェスト版）

### Q 1 特別支援教育を学校全体で進めるには、どのような取組が考えられるか。

- 学校経営方針に、特別支援教育の推進を具体的に位置付ける。
- 特別支援教育に関する校務分掌を工夫し、学校として特別支援学級の教育課程等を検討する。
- 「校内研修プログラム」を活用して校内研修等を積極的に実施する。

### Q 2 自立活動の時間を時間割に位置付ける必要はあるか。

- 自立活動の授業時数は、「時間を設けて指導する」「各教科等の中で指導する」など、学校が適切に定める。

### Q 3 知的障がいのない児童生徒の教育課程の編成は、どうあればよいか。

- 知的障がいのない児童生徒に対し、「各教科等を合わせた指導」はできないことを踏まえる。  
(ただし、知的障がいを併せ有している場合、又は知的障がいはないが、複数の障がいを併せ有している場合を除きます。)
- 知的障がいのある児童生徒と一緒に学習する場合、教科としての目標や内容を設定する必要がある。  
(例えば、知的障がいのある児童生徒は生活単元学習として、自閉症・情緒障がいのある児童生徒は教科として、合同の授業を行うなど。)

### Q 4 知的障がいのある児童生徒の教育課程の編成は、どうあればよいか。

- 知的障がいのある児童生徒には、「各教科等を合わせた指導」を行うことができることを踏まえる。

### Q 5 個別の指導計画の作成や活用の留意点は、どのようなことか。

- 児童生徒一人一人の学習上、生活上の困難さだけでなく、よさも含めた実態把握に努める。
- できるだけ数値を入れて評価し、進歩の状況を明確にする。
- 月ごと、学期ごとなど、PDCAサイクルにより計画を見直す。

### Q 6 交流及び共同学習を行う際に、どのようなことに留意する必要があるか。

- 学校として実施することから、交流及び共同学習の指導や支援の内容・方法、指導体制、評価などについて、個別の指導計画に明記する。

### Q 7 障がいの種類や程度が異なる合同学習は、どのようなことに留意する必要があるか。

- 一人一人の障がいの状態に応じた目標や内容の下、指導と評価を行う。

### Q 8 学習内容の系統性を踏まえた指導は、どうあればよいか。

- 「子どもの発達のプロセス」を踏まえた上で、障がいの状態に応じた指導を行う。
- 各教科等の指導に当たっては、学習内容についての系統性を十分踏まえる。

平成27年度特別支援教育総合推進事業「特別支援学級担当教員サポート体制事業」

## 特別支援学級を支えるために

～特別支援学級に関するQ & A～

平成27年12月発行

編集・発行 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課  
札幌市中央区北3条西7丁目